管理記録カード(国有農地等)

都	道府	県											口座名			
所	生・力	也番							(年)	月 日	変更)					
台	帳面	積		m² (£	手月 日変	更) m²	(年月	日変更) m²	実測面	〕積	m²	(年月日変	E更) m²	(年月	日変更)	m²
管	理 態	様		(左	平月 日変	更)	(年月	日変更)	貸付用	途		(年月日変	(更)	(年月	日変更)	
貸氏	付 相 ³ 名	手方		(左	手 月 日変	更)	(年月	日変更)	現	況		(年月日変	変更)	(年月	日変更)	
非	農地認定	定	未済	•済(年月日	日令第37条	第1項 号	該当)	備	考						
検	查	等	検	查	者	所見(該	当に〇印)	不適切な場合	2の内容	銉	まじた措置の内容	,扩衝奴结竿	そ O.) 他 特	記事	百
年	月	日	役 職	氏	名	適切	不適切	小週別は物口	107円分	中	事した相直が沿	* 扒倒駐櫸守	-(0,	7 他 付	記 尹	垻

- (記載安領) 1 一筆ごとに作成する。 2 「管理態様」欄は、農耕貸付、転用貸付及び末貸付の別を記載する。 3 「貸付用途」欄は、転用貸付の場合に記載する。 4 「検査等年月日」欄は、実地検査、調査、見回り等を行った年月日を記載する。 5 「検査者」欄は、検査等を行った者を記載する。 6 「講じた措置の内容・折衝経緯等」及び「その他特記事項」欄は、経緯的な記録が保存できるようできるだけ詳細に記載する。

物品取得通知書

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

物品管理官あて

国有財産部局長 地方農政局長 印

平成 年 月 日付けをもって下記物品を取得したので、物品管理法施行令(昭和31年 政令第339号)第25条の規定に基づき通知します。

記

- 1 物品の名称
- 2 数 量
- 3 売払予定価格
- 4 所在地(地区名及び地区面積)
- 5 そ の 他
- (1) 台帳価格
- (2) 取得の経緯
- (3) その他

- 1 頭書の年月日は、被害木等の回収年月日を記載する。
- 2 売払予定価格は、被害木等の時価とする。
- 3 台帳価格は、国有財産台帳に登載されている立木竹、建物、工作物等についての み記載する。

(表 紙)

国 有 財 産 整 理 簿

一般 会計 所属

普 通 財 産 (国有農地等)

(口座名 市町村農業委員会)

農林水産省所管 地方農政局名

(整 理 簿)

						(1111-			· 		1,1	/							
																	区分		
	国	有農地等			増							減					備	考	
整理	のき	表示		買収条項							契約書No.			価	格	総括	貸付条		登
No.	種	所 在•	年月日	令 書 No.	数	量	価	格	年 月	日		数	量	台 帳		に記	項・貸		
	目	地 番		相手方							相手方			価 格	実 額	載	付書No.		記
						m²,		田					m² .	円	円				
L	لسا						J			···			!						

(記載要領)

- 1 1筆につき1行を用いる。ただし、1筆について貸付相手方が多数のときは、貸付相手方1人を1行としてよい。この場合には数行の小計として1筆の合計面積を括弧書きする。
- 2 「増」の生じた都度、その年月日順に記載する。この月日が年度を経過するごとに横線(重線又は朱線)を各欄を通して画する。
- 3 「減」は、上記2により記載した財産に異動があったとき、当該財産の右欄に記入する。したがって年月日順には記載されていないこととなるので、整理簿総括の作成の便に供するため、整理簿総括に整理したときは、「総括に記載」の欄に○印を記入する。
- 4 土地区画整理又は土地改良により換地が行われた場合は、従前の土地の全部を減じ、換地として交付された土地の全部を増として整理するものとし、この場合の台帳(V)は次式により算出した額とする。

従前の土地の権利価格

なお、換地として交付された土地の整理No.は、記載順の連番とするが、従前の土地の整理No.も括弧書で併記する。

5 1行に記載された土地を分筆した場合は、分筆前の土地を朱線で抹消し、分筆後の地番による各筆を新たに増欄に登載する。この場合の整理 №は記載順の連番とし、分筆前の土地の整理№を括弧書で併記する。

なお、分筆は、財産の実質的な増減ではなく、整理簿総括の数額には影響がないから、「総括に記載」の欄は斜線で抹消しておく。

6 国土調査の結果等により実測の増減があった場合は、該当地の実測前の数量及び価格を実測後の数量及び価格に訂正し、備考欄に増又は減となった数量及び価格を記載(減の場合は△印を付する)する。

増又は減となった数量

実測前の価格 × -

実測前の数量

なお、備考欄の増減額を整理簿総括に登載もれのないよう特に留意すること。

7 増の「買収条項」に、次の略号により表示する。

農地法第7条=7、同法第22条=22、同法第23条=23 **

(整理簿総括)

												分			目			年
·	事	田		埠	i			洞	Ì			現	Ī	玍	備	i	考	
年月日			数	量	価	格	数	量	価	格	数	量	価	格	(整理	簿の整	理No.記入)	
	前年度	末現在		m²		円		m^2		円		m^2		円				度
																		ريا

区

種

(記載要領)

区分及び種目、増減事由の用語並びに整理及び台帳に記載すべき価格は次によることとする。

- (1) 区分及び種目は、規程別表第1による。
- (2) 増減事由の用語は、国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)別表第2によるものとし、その詳細(買収、買戻し、売払い等の根拠)を 備考欄に記載する。
- (3) 台帳に記載すべき価格は取得価格とする。

(表 紙)

国 有 農 地 等 貸 付 簿

法第7条等農耕貸付け (令第35条農耕貸付け) (転用貸付け)

一 般 会 計 所 属

普 通 財 産

農林水産省

地方農政局名

(記載要領)

- 1 貸付簿は、貸付区分ごとに別冊とし、〔 〕内に貸付区分を表示する。
- 2 貸付簿は、貸付契約書をとじ合わせ、索引及び総括を付して作成する。

(索 引)

索引番号	貸 付 相 手 方	備考	索引番号	貸 付 相 手 方	備考

- 1 とじ合わせた貸付契約書には通し番号を付し、索引番号とする。
- 2 売払い、解除、名義変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入し、貸付相手方名を朱線で抹消又は訂正する。

貸付区分															
				増				減			現	右	=		
年月日	摘 要	件数	筆 数	粉 具	使 用 料	件数	筆 数	数量	量 使 用 料	件数	筆 数	数量	使用料	備	考
		件数件	事 剱	数 m ²	ш	件数件	事 剱		m² 円 円	件数件	事 <u>级</u>	数 m²	伊用村		

- 1 「貸付区分」欄には、貸付区分に従い「法第7条等農耕貸付け」、「令第35条農耕貸付け」、「転用貸付け」又は「未貸付け」のいずれかを記入 する。
- 2 「摘要」欄には、国有農地等の増減理由(〔増〕…買収、〇年度〇〇の報告もれ又は売払取消し〔減〕売払い、〇〇へ所管換、〇〇へ所属替、〇年度〇〇の報告もれ又は買収取消し。)又は貸付けの態様の変動(〔増〕〇〇より区分変更又は内容改定。〔滅〕〇〇へ区分変更、内容改定、解約又は解除。)を記入する。
- 3 貸付けの態様の変動の記入に当っては、次の点に留意する。
 - 〇〇より区分変更…未貸付地を貸付けしたとき、貸付地を未貸付けにしたとき、法第7条等農耕貸付けを令第35条農耕貸付けにしたとき又は法第7条等農耕貸付け若しくは令第35条農耕貸付けを転用貸付けしたときに用いる。
 - ○○へ区分変更……未貸付けが貸付けされたときに用いる(貸付地が未貸付け又は他の条項の貸付けになるときの減は、解除又は解約とし、備 考欄に○○へ区分変更と記入する。)。
 - 内容改定………従前の数量及び金額と、改定後の数量及び金額との差引増減額を記入し、備考欄に改定の原因(土地改良事業又は土地区画 整理による換地、使用料改定、誤謬訂正等)を記入する。
- 4 「使用料」欄は、貸付契約書の使用料年額を記入する。
- 5 年度を経過するごとに横線を画し、その年度間における増減を集計し、差引現在額を記入する。
- 6 貸付区分 各葉の現在額を合算したものは、国有財産台帳の現在額と一致する。

(表 紙)

国 有 農 地 等 貸 付 総 括 簿

一 般 会 計 所 属

普 通 財 産
農 林 水 産 省

(記載要領)

貸付総括簿は、貸付簿の総括部分の写しを、年度別及び貸付区分別に仕切紙を挟んで都道府県順にとじ合わせ、年度ごとに集計表を付して作成する。

地方農政局名

(集計表)

年	度																								地方	農	政局	名
都	道府	貸	付				埠	Í						洞	ţ				瑪	L			在	=	未	貨	e Į	付
県	名	X	分	件	数	筆	数	数	量	使用料	件	数	筆	数	数	量	使用料	件	数	筆	数	数	量	使用料	筆業	文	面	積
					件		筆		m^2	円		件		筆		m^2	円		件		筆		m^2	円		筆		m²
		法第7条等農	農耕貸付け																									
		令第35条農	農耕貸付け																									
		計																										
		転用貸	付け																									
		合詞	計																									
		法第7条等農	農耕貸付け																									
		令第35条農	農耕貸付け																									

(記載要領)

集計表は、総括の各集計欄を転記して作成する。未貸付けについては、その現況及び未貸付けとなっている理由を調査して未貸付地調査表 (様式例第14号の6)を作成して集計表に添付する。

未 貸 付 地 調 査 表 (国有農地等)

年 度 地方農政局名

				地方	農政局名
区	分	数	量		
現況事	曲	筆 数 作	‡数 面	i 積	備考
貸付予定	前年度以前買収分①	筆	件	m²	
頁 们 了 足 .	当 該 年 度 買 収 分 ②				
 売 払 予 定 :	前年度以前買収分③				
	当 該 年 度 買 収 分 ④				
要境界確定 農耕又は採草 要耕作者		-			
	(買収取消訴訟・取入				
放 牧 地 買収取消検討	中				
要 所 そ	在 地 確 認 ⑧				
- - - - -	の 他 9				
	小計				
 転 用 済	公 用 道 路 ・ 河 川 等 ⑩ 				
	公共用その他⑪				
宅地又は転用(公用・公共用以外 ⑩ · 受 手 続 き 中 ⑬				
7,0	(買収取消訴訟・取う				
宅地見込地 買収取消検討					
-	の 他 (15)				
	小 計				
農道	· 水 路 等 🕼				
災害き損り					
	過 疎 (3 号 該 当) ®				
借受希望のな					
その他	土質不良・急傾斜通作 ⁽¹⁹⁾ 等不便等				
所在不明(2	図又は登記簿がないもの) 20				
そ	の 他 ②1				
	小計				
合 計					

- 1 合計は、国有農地等貸付総括簿の貸付未済の数量と一致するようにする。
- 2 「要所在地確認」は、所在が不明であれば現況が農地等であるか不明であるとしても、字、 地番等から、その周辺が農地等であるときは®に分類し、通常なし得る程度の調査を了して なお所在不明の場合には⑩に分類する。
- 4 「転用済」のうち⑩は、国、地方公共団体等転用の相手方を特定できる道路、河川、堤防等 をいうものであり、転用者を特定し難い道水路は⑯に分類する。
- 5 「その他」の数量が多い場合は、その主な内容を備考欄に記載する。

国有財産有償貸付契約書

貸付人 国(以下「甲」という。)と借受人 (以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産について賃貸借を内容とする借地契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 貸付物件は、次のとおり。

所 在	区分	数量(m²)	備考
			詳細は、別紙のとおり

(使用目的)

第2条 乙は、貸付物件を耕作又は養畜の事業に使用しなければならない。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。 (使用料)

第4条 使用料は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次				期	間				使用料年額	備考
第 1 年次	自平成	年	月	日	至平成	年	月	日	円	
第 2 年次	自平成	年	月	日	至平成	年	月	目	円	
第 3 年次	自平成	年	月	日	至平成	年	月	日	円	

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、甲の定める使用料算 定基準に基づき算定した使用料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。 なお、その適用期間は3年間とする。
- 3 前項に規定する期間が満了した後の使用料及び適用期間については、前項の規定を準用する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

2 前項の規定は、前条第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により り更新した使用料の納付方法に準用する。

(使用料の改定)

- 第6条 甲は、農地法 (昭和27年法律第229号) 第52条の規定に基づき農業委員会の提供等による 貸付物件である農地の近傍類似農地の借賃等からみて、貸付物件の価格が上昇し使用料が不 相当になったときは、第4条の規定にかかわらず、使用料の増額を請求することができる。 (延滞金)
- 第7条 乙は、第5条に基づき、甲が定める納付期限までに使用料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について年5%の割合により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 乙が、使用料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が使用料及び延 滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

- 第9条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。 (貸付物件の一部滅失)
- 第10条 甲は、貸付物件が乙の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、 滅失又はき損した部分にかかる使用料として甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

- 第10条の2 乙は、貸付物件及び当該物件上に所在する自己所有の建物その他の工作物等について、増改築等により現状を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を書面によって申請し、甲の承認を受けなければならない。
- 2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

- 第11条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し又は貸付物件を第三者に転貸しようとする ときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければなら ない。
- 2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件保全義務等)

- 第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。
- 2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、その業務若し

くは資産の状況に関する質問、実地の調査又は参考となるべき資料その他の報告の徴求をすることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第5条に定める貸付料の納付がないとき
- (2) 第11条及び前条に定める義務に違反したとき
- (3) その他甲が必要と認めるとき
- 2 甲が、貸付物件の利用状況について乙に対し報告の徴求を行ったときは、乙は速やかに甲 に対し報告しなければならない。

(違約金)

- 第14条 乙は、第4条第1項に定める期間中に、第2条、第10条の2第1項、第11条又は前条 に定める義務に違反した場合には、金(1割)円を違約金として、甲に支払わなければなら ない。
- 2 乙は、第4条第1項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第4条第2項又は第3項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については、甲が通知する。
- 3 前2項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。 (契約の解除)
- 第15条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の 用に供するため必要を生じたときは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第24条第1項の規 定に基づき、本契約を解除することができる。
- 3 乙は、第3条に定める貸付期間にかかわらず本契約を解除することができる。
- 4 甲は、乙が貸付物件を農地又は採草放牧地として適正に利用していないと認められるときは、本契約を解除する。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、 本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど

しているとき

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき (行為要件に基づく契約解除)
- 第17条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、 何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第18条 乙は、第16条の各号及び第17条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、 将来にわたっても該当しないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第19条 乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から 不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(原状回復)

- 第20条 乙は、第3条に規定する貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。
- 2 乙が、原状に回復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために 要した経費及び甲に与えた損失に相当する金額を支払わなければならない。なお、金額につ いては、甲が通知する。

(使用料の精算)

第21条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る使用料を返還する。ただし、 その額が千円未満の場合には、この限りでない。

(損害賠償等)

- 第22条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、国有財産法第24条第1項の規定に基づき、本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、同条第2項の規定に基づきその補償を請求することができる。
- 3 甲は、第16条及び第17条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら 賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第16条及び第17条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(有益費等の放棄)

第23条 乙は、第3条に規定する貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は第15条から

第17条までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、その支出に関し甲の承認を受ける際、甲乙協議して定めた場合を除き、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第25条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

- 2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。
- 3 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴えの管轄は、○○地方農政局所在地を管轄区域とする○○地方裁判 所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通 を保有する。

平成 年 月 日

貸付人 国

契約担当官 印

借受人 住 所

氏 名 印

別紙

貸付財産及び附帯施設等の内訳

区分	種目	構造	数量	備考

- 1 相手方が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 本表には貸付財産及び附帯する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておく。
- 3 土地については、地番を備考欄に記載する。
- 4 令第35条農耕貸付けの場合は、第4条第2項を削除し、同条第3項を第2項に改める。

様式例第14号の8 (期日入札用)

国有財産貸付(売払)公示書

下記国有財産を一般競争入札により貸付け(売払い)します。

記

1 貸付物件

物件 番号	所 在	種目	構造	数量	都市計画上 の制限等

2 競争参加者に必要な資格

農地法(昭和27年法律第229号)第3条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも 該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあっては国有財産法(昭和23年法律第73号)第 16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- 3 入札要領及び契約条項を示す場所
- 4 入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札参加申込書の提出期限及び場所
 - ① 提出期限 平成年月日() 時まで
 - ② 提出場所
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ① 入札 平成年月日() 時から
 - ② 開札 入札締切後直ちに開札
- 5 入札保証金

各自入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証により入札開始前に供すること。

ただし、入札保証金を契約担当官が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付する場合には、契約担当官から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関において現金により契約担当官の指定する口座に平成年月日までに振り込むものとし、入札開始前に入札保証金提出書(2連複写の2枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの)を提出すること。入札保証金には利息を付さない。

落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を納付した際に発行した受領証書と引換えに、速やかに入札保証金を還付する。ただし、入札保証金を契約担当官が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付した場合には、当該方法により納付した額に限り、入札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に 係る入札保証金の還付を留保する。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 契約不履行

落札者が落札決定の日から○○日以内(契約締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、○日以内とする。)に契約を結ばない場合には、5の入札保証金は国庫に帰属する。

- 8 契約書作成の要否及び代金支払方法 契約書の作成を要し、代金は即納とする。
- 9 現地説明の日時及び場所日時 平成 年 月 日 時 場所
- 10 その他

入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産有償貸付 契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

平成 年 月 日

契約担当官 印

- 1 農地法第47条及び農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条第4項の規定によりなお効力によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法第80条第1項の規定により売り払う場合は、記の2の「農地法(昭和27年法律第229号)第3条の許可を受けられる者であって、」は削る。
- 2 貸付け又は売払いに応じて、適宜修正すること。

様式例第14号の9 (期日入札用)

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産貸付(売払)公示書、本要領及び現物等を熟知の上、入札 して下さい。

- 第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産貸付(売払)公示書で指定する提出期限及び場所 (以下「指定する期限等」という。)に提出しなければなりません。
- 第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出し、入札書には代理 人の表示をして下さい。

なお、委任状には受任者の使用印を押印して下さい。

- 第5条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時までに提出しなければなりません。
- 第6条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証により供しなければなりません(以下「入札保証金等」という。)。
- 2 入札保証金を現金を振り込む方法により納付する場合には、契約担当官から交付を受けた振 込依頼書を用いて、平成 年 月 日までに歳入歳出外現金出納官吏の預金口座(口座番号等:
 -)に振り込んで下さい。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に 貼付し、入札保証金提出書と一緒に入札開始前に提出して下さい。保管金受入手続添付書の貼 付がないと契約担当官の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。
- 3 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。
- 4 振込依頼書には、必ず物件番号を記載して下さい。
- 5 登録国債で供しようとする場合には、国債規則(大正11年大蔵省令第31号)第41条に規定する登録済通知書を提出しなければなりません。
- 第7条 入札保証金を現金を振り込む方法により納付した入札者に返還する場合は、あらかじめ 入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返 還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入して下さい。
- 第8条 入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとし、また、金額の記入は算 用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入して下さい。
- 第9条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行う ことはできません。
- 第10条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1参照)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入及び押印のないもの

- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 第6条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの(入札保証金を現金を振り込む方法により納付した場合に限る)
- 8 第6条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの(入札保証金を現金を振り込む方法により納付した場合に限る)
- 9 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 10 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
- 11 一人で2通以上の入札をしたもの
- 12 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定並びに国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者が入札したもの

(予算決算及び会計令第70条及び71条、国有財産法第16条は別紙2参照)

- 13 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 14 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- 15 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの
- 第12条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所に出席しない場合には、国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議を申立てることはできません。
- 第13条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。この場合、第1回目の最高の入札価格を下回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失います。第3回目以降に行う入札についても、上記を準用して行います。

ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には、入札を止めることがありますが、この場合、異議を申し立てることはできません。

- 第14条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。
 - また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- 第15条 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)が落札者となった場合で、外国為替令(昭和55年政令第260号)第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 第16条 入札保証金等は、落札者を除き、所定の手続により速やかに還付します。落札者の入札 保証金等は、契約締結後に所定の手続により還付します。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に 係る入札保証金等の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、 入札保証金等を還付します。

第17条 落札者が落札決定の日から 日以内(契約の締結に際し、落札者が隔地にあり、国が 契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、 日以内 とする。)に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金等は国庫に帰属 することになります。

- 第18条 落札者は、契約締結しようとするときは、契約保証金として契約金額の100分の10以上 (円未満切上) に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は 金融機関の保証により供しなければなりません (以下「契約保証金等」という。)。なお、登録国債で供しようとする場合には、国債規則第41条に規定する登録済通知書を提出しなければ なりません。
- 第19条 前条の契約保証金等は、売買代金の全額を納付した後に所定の手続により還付します。 第20条 入札をした者は、入札後において、国有財産貸付(売払)公示書、本要領及び現物等に ついての不明を理由として意義を申し立てることはできません。
- 第21条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

- 1 入札保証金を契約保証金に、契約保証金を貸付代金にそれぞれ充当する場合には、普通財産を売り払う場合の契約保証金等の取扱いの特例について(平成12年12月26日付け蔵理第4648号大蔵省理財局長通知)に準じて、所要の箇所を修正すること。
- 2 貸付け又は売払いに応じて、適宜修正すること。

暴力団排除に関する誓約事項

私(団体である場合は当団体)は、下記1から3までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、 異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を提出すること、並びに、 これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

○ 予 算 決 算 及 び 会 計 令 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

- 第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争 (以下「一般競争」という。) に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のい ずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に 掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

- 第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しく は数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合 したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽 の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法(抄)

(職員の行為の制限)

- 第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、 自己の所有物と交換することができない。
- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

国有財産貸付(売払)一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

契約担当官 殿

住 所 名 称 役職・氏名 印 電 話

下記の国有財産の貸付け(売払い)のための一般競争入札に参加したいので、国有財産貸付(売払)公示書記の5に定める入札保証金を添えて入札参加を申し込みます。

記

物位	件番号	所在地	区分	数量 (m²)

(留意事項)

- 1 申込者が代理人の場合は、委任者の委任状を必ず添付してください。
- 2 耕作又は養畜の事業に供する貸付け(売払い)の場合は、次に定める書類を添付してください。
- (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している所有地、借入地、所有採草放牧地及び借入 採草放牧地の面積並び労働力及び機械装備の状況を記載した書面(「農地法関係事 務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・ 農村振興局長連名通知)別紙1の様式例第1号の1の別添・別紙など)
- (2) 申込者が団体であるときは、定款、寄附行為、規約並びに申込みに係る土地等につき耕作又は養畜の業務に従事すべき団体員の数及び管理方法
- 3 申込者は、暴力団排除に関する誓約事項を入札前に必ず確認してください。

- 1 本申込書は、農業目的の貸付け又は売払いの場合に提出する必要があります。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 貸付け又は売払いに応じて、適宜修正してください。

様式例第14号の11 (期間入札用)

国有財産貸付(売払)公示書

下記国有財産を一般競争入札(期間入札)により貸付け(売払い)します。

記

1 貸付物件

物件番号	所	在	種目	構造	数量	都市計画上の制限等

2 競争参加者に必要な資格

農地法(昭和27年法律第229号)第3条の許可を受けられる者であって、次のいずれに も該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあっては国有財産法(昭和23年法律第73号)第16 条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- 3 入札要領及び契約条項を示す場所
- 4 入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札参加申込書の提出期限及び場所
 - ① 提出期限 平成年月日() 時まで
 - ② 提出場所
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ① 入札受付期間

平成 年 月 日() 時から平成 年 月 日() 時まで

② 開札日時及び場所

日時 平成 年 月 日() 時から

場所

(参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。)

5 入札書等用紙の交付

郵送又は持参による場合の入札書等用紙は、公告の日から平成 年 月 日()までの間、上記3の場所において交付する。

6 入札方法

- (1) 入札保証金の納付等
 - ① 入札保証金は、各自入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額とし、 契約担当官から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関において現金により契約担 当官の指定する口座に振り込むものとする。
 - ② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

③ 入札保証金には利息を付さない。

(2) 入札方法

入札は、上記5により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書(2連複写の2枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの)を郵送用封筒に入れて、契約担当官宛、引受及び配達について記録できる方法で郵送して申し込むものとする。

また、上記4の(2)の①の期間であれば、午前 時から 時、午後 時から 時までの間、 契約担当官へ持参することもできる。この場合の持参場所は上記3の場所とする。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

7 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 契約不履行

落札者が落札決定の日から○日以内(契約締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、○日以内とする。)に契約を結ばない場合には、上記6の(1)の①の入札保証金は国庫に帰属する。

- 9 契約書作成の要否及び代金支払方法 契約書の作成を要し、代金は即納とする。
- 10 現地説明の日時及び場所

日時 平成 年 月 日 時場所

11 その他

入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産有償貸付契約書を 十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

平成 年 月 日

契約担当官 印

- 1 農地法第47条及び農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条 第4項の規定によりなお効力によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地 法第80条第1項の規定により売り払う場合は、記の2の「農地法(昭和27年法律第229 号)第3条の許可を受けられる者であって、」は削る。
- 2 貸付け又は売払いに応じて、適宜修正すること。

様式例第14号の12 (期間入札用)

入 札 要 領

- 第1条 入札参加希望者は、国有財産貸付(売払)公示書、本要領及び現物等を熟知の上、 入札して下さい。
- 第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産貸付(売払)公示書で指定する提出期限及び 場所(以下「指定する期限等」という。)に提出しなければなりません。
- 第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出して下さい。 なお、委任状には受任者の使用印を押印して下さい。
- 第5条 入札は契約担当官から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入 札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受 付期間(月日())から月日())まで(必着)に契約担当官あて引受及び配 達について記録できる方法により郵送又は持参によって提出しなければなりません。
- 2 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は 十分余裕をみて早めに送付してください。
- 第6条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を契約担当官から交付を受けた振込依頼書を用いて、歳入歳出外現金出納官吏の預金口座(口座番号等:)に振り込んで下さい。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に入札開始前に提出して下さい。保管金受入手続添付書の貼付がないと契約担当官の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。
- 2 1 通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。
- 3 振込依頼書には、必ず物件番号を記載して下さい。
- 4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。
- 第7条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入して 下さい。
- 第8条 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入して下さい。
- 第9条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを 行うことはできません。
- 第10条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1参照)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- 8 第6条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの
- 9 第6条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
- 10 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 11 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- 12 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定並びに国有財産法

(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者が入札したもの(予算決算及び会計令第70条及び71条、国有財産法第16条は「別紙2」参照)

- 13 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 14 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- 15 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの
- 第12条 開札は、国有財産貸付(売払)公示書において公示した時間及び場所に、国の指定 した者を立会いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会 場への入室に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせてい ただきます。
- 第13条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。 また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を 決定します。
- 第14条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知します。
- 第15条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、当該入札の入札者を対象として 再度の入札を1回実施します。再度入札の実施要領については、第14条の通知と併せて送 付します。
- 第16条 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)が落札者となった場合で、外国為替令(昭和55年政令第260号)第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 第17条 入札保証金は、落札者を除き、第8条に規定する方法により速やかに還付します。 第15条に該当する入札者に対しても還付しますので、再度入札を希望する方は改めて入札 保証金の納付が必要になります。なお、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付します。 なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札 者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

- 第18条 落札者が落札決定の日から 日以内(契約の締結に際し、落札者が隔地にあり、 国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、 日以内とする。)に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は 国庫に帰属することになります。
- 第19条 落札者は、契約締結しようとするときは、契約保証金として契約金額の100分の10以上(円未満切上)に相当する金額を現金で持参する方法又は現金を振り込む方法により納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証により供しなければなりません(以下「契約保証金等」という。)。なお、登録国債で供しようとする場合には、国債規則第41条に規定する登録済通知書を提出しなければなりません。
- 第20条 前条の契約保証金等は、貸付代金の全額を納付した後に所定の手続により還付します。
- 第21条 入札をした者は、入札後において、国有財産貸付(売払)公示書、本要領及び現物 等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- 第22条 本要領に定めない事項は、全て会計法令の定めるところによって処理します。

- 1 入札保証金を契約保証金に、契約保証金を貸付代金にそれぞれ充当する場合には、普通財産を売り払う場合の契約保証金等の取扱いの特例について(平成12年12月26日付け 蔵理第4648号大蔵省理財局長通知)に準じて、所要の箇所を修正すること。
- 2 貸付け又は売払いに応じて、適宜修正すること。
- 3 非農業目的の貸付け又は売払いの場合は、第3条を削ること。

暴力団排除に関する誓約事項

私(団体である場合は当団体)は、下記1から3までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

○予算決算及び会計令(抄)

(一般競争に参加させることができない者)

- 第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各 号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

- 第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質 若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意 に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項 (この号を除く。) の規定により一般競争に参加できないこととされている 者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用 したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争 に参加させないことができる。

○ 国 有 財 産 法 (抄)

(職員の行為の制限)

- 第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、 又は、自己の所有物と交換することができない。
- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

暴力団排除に関する誓約書

AOOOOは、下記1から3までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者
- 3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

平成 年 月 日

住所(又は所在地) 氏名(又は社名及び代表者名)

印

- (注) 1 個人の場合は氏名欄の下に生年月日を記載すること。
- (注) 2 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。
- (注) 3 旧法第80条第2項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の1及び2を削除すること。

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

住 所氏 名印

普通財産貸付申請書

農地法施行令第35条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、 関係書類を添えて申請します。

記

1 財産の表示等

所在地	区分	種目	数量	希望 使用料	希望する貸付け の始期及び期間	摘要
					平成 年 月 日	
					から	
					平成年月日まで	

2 添付書類

- (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している所有地、借受地、所有採草放牧地及び借受採草放牧地の面積並び労働力及び機械装備の状況を記載した書面(「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)別紙1の様式例第1号の1の別添・別紙など)
- (2) 申込者が団体であるときは、定款、寄附行為、規約並びに申込みに係る土地等につき耕作又は養畜の業務に従事すべき団体員の数及び管理方法
- (3) 将来、当該土地について国から所有権の移転を受ける場合には、耕作権等何らの権利主張を行わない旨の誓約書

- 1 法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 必要に応じて申請物件の利用計画書、事業計画書、次に掲げる書類その他必要と認められる書類(印鑑証明書等)等を添付して提出してください。
- (1) 公共団体の場合
 - ① 公共団体の議決機関の議決を要する場合 議決書の写しなお、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠となる条例の条項(土地改良法(昭和24年法律第195号)に定める土地改良区及び同連合並びに水害予防組合法(明治41年法律第50号)に定める水害予防組合及び同連合にあっては、定款又は組合規約の写し)
 - ② 予算措置を要する場合 経費の支出を明らかにした予算書
- (2) 法人の場合(上記(1)の場合を除く。)は、名称、住所及び代表者等を記載した登記事項 証明書、資格証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び営業報告 書(会社以外の法人にあっては、財産目録)
- (3) 個人の場合
 - ① 住民票の写し又は居住証明書
 - ② 申請者が制限行為能力者である場合 法定代理人、保佐人、補助人若しくは成年後見人の同意書又は法定代理人が代理することを明示した書類
- (4) その他
 - ① 相手方の代理人が申請する場合 代理人であることを証する書面
 - ② 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合 許可書若しくは認可書 (内認可書を含む。) 若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書
 - ③ 利害関係人の同意を必要とするものである場合 同意書
 - ④ 申請物件が土地、建物又は工作物である場合 申請物件の案内図
 - ⑤ 減額貸付け、無償貸付け、減額売払い又は譲与の申請にあっては、その根拠となる法令の条項に該当することを証する書類
 - ⑥延納の場合 納税証明書
- 4 農耕貸付けの根拠規定に応じて適宜修正してください。

普通財産転用貸付申請書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

任 所 氏 名 即

農地法施行令第35条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、 関係書類を添えて申請します。

記

1 財産の表示等

所在地	区分	種目	数量	希望 使用料	希望する貸付け の始期及び期間	摘要
					平成 年 月 日	
					から	
					平成年月日まで	

- 2 財産の利用状況等
 - (1) 利用状況
 - (2) 10 a 当たり普通収穫高
 - (3) 耕作者住所氏名
- 3 転用事業計画書 別紙のとおり

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略する ことができます。
- 3 必要に応じて申請物件の利用計画書、事業計画書、次に掲げる書類その他必要と認められる書類(印鑑証明書等)等を添付して提出してください。
- (1) 公共団体の場合
 - ① 公共団体の議決機関の議決を要する場合 議決書の写しなお、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠となる条例の条項(土地改良法(昭和24年法律第195号)に定める土地改良区及び同連合並びに水害予防組合法(明治41年法律第50号)に定める水害予防組合及び同連合にあっては、定款又は組合規約の写し)
 - ② 予算措置を要する場合 経費の支出を明らかにした予算書
- (2) 法人の場合(上記(1)の場合を除く。)は、名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び営業報告書(会社以外の法人にあっては、財産目録)
- (3) 個人の場合
 - ① 住民票の写し又は居住証明書
 - ② 申請者が制限行為能力者である場合 法定代理人、保佐人、補助人若しくは成年後 見人の同意書又は法定代理人が代理することを明示した書類
- (4) その他
 - ① 相手方の代理人が申請する場合 代理人であることを証する書面
 - ② 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合 許可書若しくは認可書(内認可書を含む。)若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書
 - ③ 利害関係人の同意を必要とするものである場合 同意書
 - ④ 申請物件が土地、建物又は工作物である場合 申請物件の案内図
 - ⑤ 減額貸付け、無償貸付け、減額売払い又は譲与の申請にあっては、その根拠となる 法令の条項に該当することを証する書類
 - ⑥ 延納の場合 納税証明書
 - ⑦ 申込みに係る土地等につき賃借権その他の権利を有する者がある場合はその者の 同意書
 - ⑧ 位置図(案内図)、公図写し、実測図及び求積表(同一転用計画内の他の土地等を 併せて記入すること。)
 - ⑨ 施設の配置図
 - ⑩ 転用後、当該土地が売り払われるときにおいて、買受人は、国の認める特殊事情による修正のほか何らの権利主張を行わない旨の誓約書
- 4 希望する借受けの始期は、使用開始予定年月日とし、その期間は原則として18か月以内とします。
- 5 転用事業計画書は、様式例第14号の12に記載して、添付してください。
- 6 農耕貸付けの根拠規定に応じて適宜修正してください。

転用事業計画書

1 借受を希望する土												
地を選定した理由及												
び選定の経緯												
2 借り受けをしよう				地	且目		利用状況	10a当たり	耕作者の		市街化	区域・市街化調整
とする土地の所在等	土地の所在	地	番		l	面積						
				登記簿	現況			普通収穫高	氏	名	区域そ	の他の区域の別
	郡	1				m²						
	市	ţ										
	計			m² (⊞	3	m²,	畑	m^2)				
				用道	È							
3転用計画	(1)転用事由	の詳組	H		;	事由の詳細						
	(2)事業の操	業期間]									
	又は施設	の利用	1	年	Ē	月 日	から	か月				
	期間											
	(3)転用の時	期及ひ	ĭ I	_ 事	計画	名	称	棟 数		建築面	面積	所要面積
	転用の目	的に係	土	地	造成	ξ						m²
	る事業又	は施設	建建	築	牧	ŋ					m²	
	の概要		小		計	t						
			工	作	牧	ŋ						
			小		計	·						
				計								
4 資金調達についての												
計画												
5 転用することによっ												
て生ずる付近の土地												
・作物・家畜等の被												
害防除施設の概要												
6 その他参考となるべ												
き事項	i											

- 1 当該土地を選定した理由及び選定の経緯は、できるだけ詳細に記載してください。
- 2 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑及びその他の別を 記載してください。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ 以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

国有財産一時使用契約書

貸付人 国(以下「甲」という。)と借受人 (以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産について一時の使用を目的とした賃貸借契約を締結する。

(一時使用物件)

第1条 一時使用物件は、次のとおり。

所在	区分	数量(m²)	備考
			詳細は、別紙のとおり。

(指定用途)

- 第2条 乙は、一時使用物件を貸付申請書に記載した使用目的及び添付した利用計画のとおり の用途に自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。
- 2 乙は、貸付物件を風俗営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。

(一時使用期間)

- 第3条 一時使用期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とする。 (一時使用料)
- 第4条 前条に定める期間に係る一時使用料は、金○○円とする。

(一時使用料の納付)

第5条 一時使用期間に係る一時使用料は、その全額を甲の発行する納入告知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

(延滞金)

第6条 乙は、第5条に基づき、甲が定める納付期限までに一時使用料を納付しない場合には、 納付期限の翌日から納付した日までの期間について年5%の割合により算定した延滞金を甲 に支払わなければならない。

(充当の順序)

第7条 乙が、一時使用料及び延滞金を納付すべき場合において、納付した金額が一時使用料 及び延滞金の合計額に満たない場合には、まず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

- 第8条 甲は、第3条に定める一時使用期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。 (一時使用物件の一部滅失)
- 第9条 甲は、一時使用物件が乙の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合 には、滅失又はき損した部分にかかる一時使用料として甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

- 第10条 乙は、一時使用物件の使用目的を変更しようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

- 第11条 乙は、甲の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し又は賃借権その他の使用又 は収益を目的とする権利を設定してはならない。
- 2 乙は、土地に建物又は工作物を建設し又は建物の模様替を行う等一時使用物件の現状を変 更してはならない。ただし、やむを得ない事由により仮設物を建設する場合には、事前に甲 の承認を受けなければならない。

(物件保全義務等)

- 第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。
- 2 乙は、一時使用物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

- 第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関する質問、実地の調査又は参考となるべき資料その他の報告の徴求をすることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。
 - (1) 第10条第1項及び第11条第2項の規定に基づく使用目的等の変更に関する承認申請があったとき
 - (2) 第11条第1項及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反したとき
 - (3) その他甲が必要と認めるとき

(違約金)

- 第14条 乙は、一時使用期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号 に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。
 - (1) 第11条第2項及び前条に定める義務に違反した場合 金(1割)円
 - (2) 第2条及び第11条第1項に定める義務に違反した場合 金(3割)円
- 2 前項に定める違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

- 第15条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、一時使用物件を国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、第10条の規定により使用目的の変更を承認した場合において、一時使用物件の規模 が過大と認めるときは、当該部分の契約を解除することができる。
- 4 乙は、第3条に規定する一時使用期間にかかわらず本契約を解除することができる。 (原状回復)
- 第16条 乙は、第3条に規定する一時使用期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、一時使用物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。
- 2 乙が、原状に回復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために

要した経費及び甲に与えた損失に相当する金額を支払わなければならない。なお、金額については、甲が通知する。

(一時使用料の精算)

第17条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間にかかる一時使用料を返還する。 ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

(損害賠償等)

- 第18条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を 賠償しなければならない。
- 2 乙は、国有財産法第24条第1項の規定に基づき本契約が解除された場合において、損失が 生じたときは同条第2項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(有益費等の放棄)

第19条 乙は、第3条に規定する一時使用期間が満了し、契約が更新されない場合又は第15条 の規定に基づき契約を解除された場合において、一時使用物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、その支出に関し甲の承認を受ける際甲乙協議して定めた場合を除き、甲に対しその償還等を請求することができない。 (契約の費用)

第20条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

- 第21条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなけれ ばならない。
- 3 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第22条 本契約に関する訴えの管轄は、地方農政局所在地を管轄区域とする○○地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通 を保有する。

平成 年 月 日

貸付人 国

契約担当官

 借受人
 住所
 印

 氏名
 印

一時使用財産及び附帯施設等の内訳

区分	種目	構造	数量	備考

- 1 本表には一時使用財産及び附帯する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておくこと。
- 2 土地については、地番を備考欄に記載すること。
- 3 相手方が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

転 用 使 用 料 算 定 調 書

転 用 者 名		用途					
土地の所在地							
① 面 積	m ² (実測面積又は仮換地面積)						
摘要	価格又は割合	備考					
②平成 年1月	(m ² 当たり)	比準地、					
1日の〇〇とし		地番・面積・課税標準額(総額)					
ての固定資産税	円						
課税標準額	a	円					
③造 成 費	(m ² 当たり)	別添見積書(又は支出明細書)に					
(見 積 額)	円	よる。					
	(b)	(総金額) [□] ÷ (実測面積)					
④格 差 修 正 率	%	私道・袋地・無道路地・高圧線					
	©	下地・崖地・その他()					
	(m ² 当たり)						
単 価	円	(a-b) × c×使用料率					
	d						
	円						
総額		@×実測面積					
	e						
	円						
固定資産税							
	(f)						
	円						
都市計画税							
	g						
国有財産特別							
措置法による	円	適用条項					
減 額		適正規模					
		減額率 % m²					
	h	(適用面積)					
		e - (f) - (g)					
使用料年額	円	又はe-⑥(減額適用のない場					
		合は@と同額)					
	(i)						

- 1 ①は、国有財産台帳面積(1筆の1部を貸付けるときは、全面積と貸付面積)を記入し、実測面積(土地区画整理事業に係る仮換地中の土地については、仮換地面積)を括弧書する。
- 2 ②の摘要欄の○○には、貸付けの始期の属する年及び用途に相応する地目(宅地、山林等)を記入し、 @は、その地目としての当該地又は比準地の課税評価額 (㎡当たり)を記入し、備考欄に @の基礎とした土地の表示等を記入する。
- 3 ③は、普通財産転用貸付申請書の内容からみて造成費の控除を要すると認められる場合(山林、原野等に大規模(約5 ha以上)な造成工事をするとき又は水田、沼地等の埋立て等)にのみ記入し、⑥は、転用計画書の造成費の見積額(造成済みの場合は支出明細書)により妥当と認められる額(控除した額が貸付前の当該地の時価を下回らない範囲の額)を記入する。
- 4 ④は、貸付地の個別要因が①の比準地のそれと著しく異なる場合にのみ記入し、 備考欄の該当項目を○で囲む。
- 6 ① ① 及び⑧は、借受者に課税される場合には当該課税額相当額を記入する。

耕作状況報告書について

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

住 所

氏 名 殿

地方農政局長 印

貴殿に貸し付けている土地(国有農地等)について、別紙によりその耕作状況等について折り返し回答願います。

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 別紙は、様式第14号の17によること。

耕作状況報告書

					平成	年	月	日
地方農政局長	殿							
		1	住	所				

氏 名

印

私が借りている土地について、今年度の耕作状況等を下記のとおり報告します。

記

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名 称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者氏名)を自署する場合においては、押印を省略 することができます。

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

住 所

氏 名 殿

地方農政局長 印

転用借受状況報告書について

貴殿に貸し付けている土地(国有農地等)について、別紙によりその利用状況等について折り返し回答願います。

(記載要領)

1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

別紙は、様式第14号の19による。

転用借受状況報告書

平成	年	月	日
----	---	---	---

地方農政局長 殿

住 所氏 名印

私が借りている土地について、今年度の利用状況等を下記のとおり報告します。

		記	
1	借受地の所在・地番		
	面積	m²	
2	借受地の利用状況		
	現在の利用用途		
	(具体的に記入して下さ	(V ₀)	
3	借受地についての今後の意向	1	
	(次の中から選んで該当する	らものに○印を付して下さい。)	
(1)	借受けをやめたい(返地し)	たい)	
(2)	借受けを継続したい		
(3)	その他(具体的に・)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名 称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。

国有財産有償貸付契約解除通知書

 番
 号

 平成
 年
 月
 日

住 所

氏 名 殿

契約担当官 印

年 月 日付け第 号国有財産有償貸付契約による貸付けは、下記のとおり解除します。

記

- 1 解除の別(全部・一部)
- 2 解除した土地等の表示
- 3 解除の理由
- 4 目的物の引渡しの方法

(農耕貸付けの解除の場合)

上記賃貸借契約の解除につき農地法第18条の規定による許可があったことを証する。

年 月 日付け第 号

都道府県知事 印

(記載要領)

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び 代表者の氏名をそれぞれ記載する。

国有財産一時使用契約解除通知書

 番
 号

 平成
 年
 月
 日

住 所

氏 名 殿

契約担当官 印

年 月 日付け第 号国有財産一時使用貸付契約書による貸付けは、下記のとおり取消します。

記

- 1 取消しの別(全部・一部)
- 2 取消しをした土地等の表示
- 3 取消しの理由
- 4 目的物の引渡しの方法

(記載要領)

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び 代表者の氏名をそれぞれ記載する。

貸付けの解約申入書

平成 年 月 日

契約担当官 殿

住 所氏 名印

平成 年 月 日付け第 号国有財産有償貸付契約について、農地法第18条第1項第2 号に定める合意による解約をしたいので、下記により申し入れます。

記

- 1 解約を希望する土地等の表示
- 2 解約の申入れ事由
- 3 土地の引渡し時期 解約の申入れの日から6か月以内で知事の指定する日

解 約 同 意 書

上記申入れに対して異議ないので、 年 月 日付け第 号による国有財産有償貸付契約は、本日をもって合意による解約をすることに同意します。

なお、合意による解約の日までの使用料(別添納入告知書のとおり)を納入し、 平成 年 月 日までに現地において土地を引渡し願います。

貸付相手方 殿

平成 年 月 日

契約担当官 印

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。

国有財産使用料額変更通知書

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

住 所

氏 名 殿

契約担当官 印

年 月 日付け第 号国有財産有償貸付契約により貴殿に貸付け中の国有農地の使用料の額は、本契約第〇条に基づき、下記のとおり変更するので、承知願います。

記

1 国有財産の表示

 都道
 郡
 町

 府県
 市
 村

外

地積平方メートル

2 新使用料額

 平成
 年度においては
 〇〇円 (平方メートル当たり
 円)

 平成
 年度においては
 〇〇円 (平方メートル当たり
 円)

 平成
 年度においては
 〇〇円 (平方メートル当たり
 円)

(記載要領)

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

被 害 報 告 書

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

地方農政局長 印

国有財産が滅失き損したので、下記のとおり報告します。

記

部局名				部局長の官職氏名							
口座名				監督責任	任者の	官職氏	名				
滅失き損の場所		滅失き損年月日		損年月日							
滅失き損場所の原 因となった事 実の 詳細											
	財産区分	種目	名 称	地目・構 造	取得条項	1・取得年月日	数量(㎡)	台帳価格	程度	損害見積額	備考
台帳記載事項及び 滅失き損の程度											
	計										
犯罪に関係がある 場合は、その被疑 者の住所氏名											
平素における管理 状況の詳細											
滅失き損事実の発 見の動機											
同,発見後の措置											
損害補てんの状況 及び損害全部が補 てんされていない 場合は将来の補て ん見込											
損害賠償の訴を提起したときは その 年月日及び訴訟の 進行状況											
訴訟が提起された ときはその年月日 及び訴訟の進行状 況											
職員その他関係者 に対する懲戒処分 等の状況											
その他参考となる 事項											

- 1 添付書類は、当事者の始末書、損害金の支払確約書、損害見積額の算定内訳、関係 市町村長(農業委員会長)の被害現況確認証明書、所轄警察署長に提出した被害届写、 現場写真等とする。
- 2 この報告書は、国有財産増減及び現在額計算書の証拠書類として会計検査院に提出するため2部作成すること。
- 3 損害見積額が500万円を超えるときは、財務省にも通知するため3部作成すること。